

■ 小山市立中央図書館防犯カメラ等の設置及び運用等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小山市立中央図書館（以下「図書館」という。）の利用者の安全確保及び犯罪の防止を目的として、小山市教育委員会が設置し、図書館において管理運用する防犯カメラ等に関し、個人情報の適切な取り扱いを確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 施設に固定して設置される映像撮影装置をいう。
- (2) 監視モニター 防犯カメラで撮影した映像を表示し、当該映像を記録する機能を備えた装置をいう。
- (3) 防犯カメラ等 防犯カメラ及び監視モニターをいう。
- (4) 個人情報画像 防犯カメラによって撮影する映像又は監視モニターに記録された映像（以下「防犯カメラ映像」という。）のうち、当該映像から特定の個人を識別できるものをいう。

(管理責任者)

第3条 防犯カメラ等の管理運用にあたり、図書館に防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、中央図書館長をもってこれに充てる。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ等を適正に管理運用し、個人情報画像の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(防犯カメラの撮影範囲)

第4条 管理責任者は、防犯カメラの撮影範囲が適切であることを確認するとともに、防犯カメラが作動中である旨を明確かつ適切な方法により表示するものとする。

(個人情報の保護)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの運用にあたっては、個人の権利利益を侵害しないように努めるとともに、その旨を所属する職員に対し周知徹底しなければならない。

- 2 この要領に定めるもののほか、個人情報の保護に関して必要な事項は、小山市個人情報保護条例（平成13年条例第2号）及び小山市個人情報保護条例施行規則（平成13年規則第2号）の規定による。

(映像部外提供)

第6条 防犯カメラ映像は、設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、管理責任者が市民等の生命、身体及び財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性があると認めた場合又は犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他法令等に基づく手続きにより照会等を受けた場合は、この限りでない。

(映像の管理)

第7条 監視モニターは、管理責任者及び職員以外の者にその操作を行わせてはならない。

- 2 記録された映像は、編集または加工をせず、図書館の状況に応じて撮影時から最長で3週間まで保存し、保存期間が終了した映像は確実に消去するものとする。
- 3 記録された映像は、これを複製し、又は印刷してはならない。ただし、管理責任者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(苦情への対応)

第8条 管理責任者及び職員は、防犯カメラ等の管理運用等に関する苦情を受けた時は、誠意をもって対応するものとする。

附 則

この要領は、平成26年1月31日から施行する。